

農 整 第 234 号
令和元年7月11日

(一社) 富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長



農林水産部 土木工事共通仕様書の一部改正について

「農林水産部 土木工事共通仕様書」の一部を別紙、新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月15日以降の決裁に係る工事から適用することとしたので、関係者への周知方、ご協力をお願いします。

(事務担当 農村整備課 技術管理係)

TEL 076-444-3299

「富山県 農林水産部 土木工事共通仕様書」(R1.7月) の改正概要について

1. 改正の趣旨

土木工事共通仕様書は、農林水産部所管工事での各作業順序、使用資材・材料の品質、数量、仕上げ程度施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち定型的な内容を盛り込み作成された図書である。

今回「森林整備保全事業標準仕様書(林野庁)」及び「土木工事共通仕様書(農村振興局)」等の一部改正を受けて、農林水産部土木工事共通仕様書を一部改正するものである。

2. 改正の概要

【第1編 共通編】

1) 改正内容の概要については、以下のとおり。

- ・「契約約款」「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」による照査等の取扱いを修正
- ・名称の訂正、事前確認の簡素化、登録期限の明確化、完成後の取扱いを明記
- ・主任技術者等の資格について、技術士における農業部門の選択科目「農業農村工学」を追加
- ・JIS規格の改正による名称を反映
- ・字句等の修正

2) 改正に係る、章、節等については以下のとおり。

第1章 総則

- 第1節 総則 (1-1-3 設計図書の照査等)
- (1-1-7 工事实績情報システム(コリンズ)への登録)
- (1-1-10 主任技術者等の資格) (1-1-36 環境対策)

第2章 材料

- 第5節 鋼材 (2-5-3 溶接材料)

【第2編 農業農村整備事業編】

1) 改正内容の概要については、以下のとおり。

- ・諸基準書の改訂に伴い、施工方法、施工管理項目・記録等の充実を図るため内容を反映
(諸基準：道路橋示方書・同解説、コンクリート標準示方書、鉄筋継手工事標準示方書、防護柵の設置基準・同解説等)
- ・薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針に基づき、薬液注入工事監視連絡会設置を明記
- ・記載内容の整合を図る修正
- ・JIS規格の改正による名称を反映
- ・字句の修正等

2) 改正に係る、章節等については以下のとおり。

第1章 施工共通事項

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| 第2節 一般事項 | (1-2-1 適用すべき諸基準) |
| | (1-2-2 一般事項) |
| 第4節 基礎工 | (1-4-1 一般事項) (1-4-2 既製制杭工) |
| | (1-4-5 オープンケーソン基礎工) |
| | (1-4-7 矢板工) |
| 第7節 コンクリート工 | (1-7-4 材料の計量) |
| | (1-7-10 材料の打込み) (1-7-11 養生) |
| | (1-7-12 継目) |
| 第8節 型枠及び支保 | (1-8-3 支保) |
| 第9節 鉄筋 | (1-9-2 鉄筋の組立) (1-9-3 鉄筋の継手) |
| 第10節 特殊コンクリート | (1-10-6 マスコンクリート) |
| 第13節 地盤改良工 | (1-13-6 固結工) |

第4章 農道工

- | | |
|---------|-------------------|
| 第6節 擁壁工 | (4-6-5 プレキャスト擁壁工) |
|---------|-------------------|

第7章 河川及び排水路工事

- | | |
|-----------|-------------|
| 第6節 法覆護岸工 | (7-6-1 一般) |
| 第7節 根固め工 | (7-7-3 捨石工) |

第8章 管水路工事

- | | |
|----------|-----------------|
| 第2節 一般事項 | (8-2-1 適用すべき基準) |
|----------|-----------------|

第12章 PC橋工事

- | | |
|------------|------------------|
| 第2節 一般事項 | (12-2-1 適用すべき基準) |
| 第4節 橋梁附属物工 | (12-4-5 橋梁用防護柵工) |

第14章 頭首工工事

- | | |
|------------|---------------------------|
| 第9節 管理橋上部工 | (14-9-2 プレテンション桁購入工) |
| | (14-9-3 ポストテンションT(I)桁製作工) |
| | (14-9-5 プレキャストブロック桁組立工) |

第16章 地滑り防止工事

- | | |
|----------|------------------|
| 第2節 一般事項 | (16-2-1 適用すべき基準) |
|----------|------------------|

【第3編 森林整備保全事業編】

1) 改正内容の概要については、以下のとおり。

- ・ 諸基準書の改訂に伴い、数値、規格等の修正および追加(橋梁用高降伏鋼板が規定等)や、施工方法、施工管理項目・記録等および工法追加(地盤改良-中層混合処理等)等の充実を図るため内容を反映

(諸基準：道路橋示方書・同解説、コンクリート標準示方書、鉄筋継手工事標準示方書、防護柵の設置基準・同解説、杭基礎施工便覧 等)

- ・ JIS規格の改正による名称を反映
- ・ 字句の修正 等

2) 改正に係る、章節等については以下のとおり。

第1部 森林土木工事共通

第1章 土工

第1節 適用 (1-1-2 適用すべき諸基準) (1-1-7 盛土工)

第2章 鉄筋・無筋コンクリート

第2節 適用すべき諸基準 (2-2-1 適用規定)

第4節 現場練りコンクリート (2-4-4 材料の計量及び練混ぜ)

第5節 運搬・打設 (2-5-4 打設) (2-5-5 締固め)

(2-5-6 沈下ひび割れに対する処置)

(2-5-7 打継目) (2-5-9 養生)

第6節 鉄筋工 (2-6-3 加工) (2-6-4 組立て)

(2-6-5 継手) (2-6-6 ガス圧接)

第9節 寒中コンクリート (2-9-3 養生)

第10節 マスコンクリート (2-10-2 施工)

第3章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準 (3-2-1 適用すべき基準)

第3節 共通的工種 (3-3-2 材料) (3-3-6 小型標識工)

(3-3-10 プレテンション桁製作工(購入工))

(3-3-11 ポストテンション桁製作工)

(3-3-12 プレキャストセグメント主桁組立工)

(3-3-20 現場継手工) (3-3-28 現場塗装工)

第4節 基礎工 (3-4-3 基礎工(護岸)) (3-4-4 既製杭工)

(3-4-5 場所打杭工) (3-4-6 深礎工)

(3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工)

(3-4-9 鋼管矢板基礎工)

第6節 一般舗装工 (3-6-2 材料)

(3-6-3 アスファルト舗装の材料)

(3-6-7 アスファルト舗装工)

(3-6-8 コンクリート舗装工)

(3-6-10 舗装打換え工)

第7節 地盤改良工 (3-7-9 固結工)

第10節 仮設工 (3-10-12 電力設備工)

第12節 工場製作工(共通) (3-12-2 材料) (3-12-3 桁製作工)

(3-12-7 橋梁用防護柵製作工)

(3-12-8 アンカーフレーム製作工)

(3-12-11 工場塗装工)

第13節 橋梁架設 (3-13-2 地組工)

第14節 法面工(共通) (3-14-2 植生工) (3-14-6 かご工)

第15節 擁壁工(共通) (3-15-3 補強土壁工)

第16節	床版工	(3-16-2)	床版工)
第2部 治山防潮工等			
第2章 堤防・護岸			
第4節	護岸基礎工	(2-4-1)	一般事項)
第3章 突堤			
第4節	突堤本体工	(3-4-11)	ケーソン工)
第5章 砂丘造成等			
第2節	適用すべき諸基準	(5-2-1)	適用すべき諸基準)
第3節	砂丘造成	(5-3-2)	盛土工)
第4節	森林造成	(5-4-3)	排水工)
第3部 溪間・山腹工等			
第3章 溪間工			
第2節	適用すべき諸基準	(3-2-1)	適用すべき諸基準)
第5章 山腹工			
第2節	適用すべき諸基準	(5-2-1)	適用すべき諸基準)
第8節	落石防護工	(5-8-4)	落石防護柵工)
第9節	暗渠工	(5-9-5)	ボーリング暗渠工)
第14節	実播工	(5-14-4)	航空実播工)
第6章 地すべり防止工			
第4節	集水井工	(6-4-3)	施 工)
第5節	排水トンネル工	(6-5-3)	支保工一般) (6-5-5 覆 工)
第7節	杭 工	(6-7-2)	鋼管杭及び合成杭)
第4部 林 道			
第1章 共通施工			
第11節	落石雪害防止工	(1-11-5)	落石防護柵工)
第2章 舗 装			
第4節	舗装工	(2-4-7)	砂利路盤工)
第7節	防護施設工	(2-7-1)	一般事項)
第8節	区画線工	(2-8-1)	一般事項)
第3章 橋梁下部			
第1節	適 用	(3-1-4)	コンクリート構造物非破壊試験)
第2節	適用すべき諸基準	(3-2-1)	一般事項)
第6節	橋台工	(3-6-8)	橋台躯体工)
第8節	鋼製橋脚工	(3-8-10)	橋脚架設工) (3-8-11 現場継手工)
第4章 鋼橋上部			
第2節	適用すべき諸基準	(4-2-1)	一般事項)
第8節	橋梁付属物工	(4-8-6)	橋梁用防護柵工)

第5章 コンクリート橋上部

- | | | |
|-----------------|---------|-----------------|
| 第1節 適用 | (5-1-4 | コンクリート構造物非破壊試験) |
| | (5-1-5 | 強度測定) |
| 第2節 適用すべき諸基準 | (5-2-1 | 一般事項) |
| 第5節 PC橋工 | (5-5-1 | 一般事項) |
| 第6節 プレビーム桁橋工 | (5-6-1 | 一般事項) |
| 第8節 RCホロースラブ橋工 | (5-8-1 | 一般事項) |
| 第9節 PC版桁橋工 | (5-9-1 | 一般事項) |
| 第10節 PC箱桁橋工 | (5-10-1 | 一般事項) |
| 第11節 PC片持箱桁橋工 | (5-11-1 | 一般事項) |
| 第12節 PC押し出し箱桁橋工 | (5-12-1 | 一般事項) |

第7章 トンネル(NATM)

- | | | |
|--------------|--------|-----------|
| 第1節 適用 | (7-1-9 | 坑内観察調査) |
| 第2節 適用すべき諸基準 | (7-2-1 | 適用すべき諸基準) |
| 第3節 トンネル掘削工 | (7-3-2 | 掘削工) |
| 第8節 坑門工 | (7-8-6 | 銘板工) |

第8章 道路維持

- | | | |
|---------------|---------|----------------|
| 第2節 適用すべき諸基準 | (8-2-1 | 適用すべき諸基準) |
| 第3節 舗装工 | (8-3-7 | 路上再生工) |
| 第6節 標識工 | (8-6-2 | 材料) |
| 第12節 橋梁床版工 | (8-12-4 | 床版補強工(増桁架設工法)) |
| 第15節 トンネル工 | (8-15-3 | 裏込注入工) |
| 第16節 橋梁付属物復旧工 | (8-16-3 | 付属物復旧工) |

第9章 雪寒

- | | | |
|---------|--------|-------|
| 第3節 除雪工 | (9-3-1 | 一般事項) |
|---------|--------|-------|

第10章 道路修繕

- | | | |
|--------------|----------|-------------|
| 第9節 標識工 | (10-9-1 | 一般事項) |
| 第16節 落石雪害防護工 | | |
| 第19節 橋梁床版工 | (10-19-4 | PC橋支承工) |
| 第20節 橋梁付属物工 | (10-20-4 | 落橋防止装置工) |
| 第21節 橋脚巻立て工 | (10-21-4 | RC橋脚鋼板巻立て工) |

改正工事共通仕様書の施行は、令和元年7月15日。また、富山県HPによる公開をあわせて行うこととしている。